

ごみを捨てる前に もう一度ごみの分別方法をご確認ください

最近、ごみステーションに収集されない違反ごみが増えています。
ごみを捨てる前にもう一度「リサイクルとごみの分別表」や「ごみの分別ガイドブック」をご覧ください。

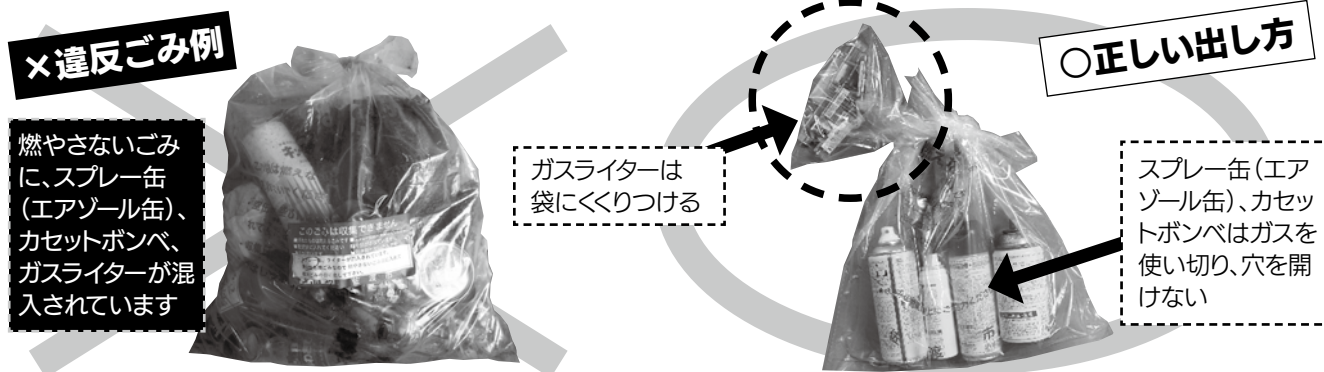
環境を守り、そして、自分たちの生活を守り続けていくためにも、正しいごみの分別にご協力ください。



増えている違反ごみの例

①「発火性危険ごみ」を「燃やさないごみ」と一緒に出している。

- ★火災事故等防止のため、「スプレー缶(エアゾール缶)・カセットボンベ」と「ガスライター」は、発火性危険ごみとして分別します。スプレー缶(エアゾール缶)、カセットボンベはガスを使い切り、穴を開けずに「燃やさないごみ指定袋」に入れて、「発火性危険ごみ」の日に出してください。ガスライターはガスを使い切り、透明または半透明の袋に入れ、スプレー缶(エアゾール缶)、カセットボンベを入れた「燃やさないごみ指定袋」にくくり付けて出すことができます。
- ★ガスライターのみを出す場合は、「燃やさないごみ指定袋」に入れて出してください。



②「燃やすごみ」に「燃やさないごみ」(食器やナベ、ヤカン、その他の金属類など)や「小型家電」(電子基板を使ったオモチャやラジコンカーなど)が混ざっている。

- ★食器や金属類、小型家電などは、「燃やすごみ」で出されるとクリーンセンターの焼却炉が故障する原因になりますので、きちんと分別しましょう。

③市では収集しないごみ(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、石膏ボード、魚網など)が出されている。

- ★テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンは、販売店に引き取りを依頼するか、郵便局でリサイクル料金を納めてからクリーンセンターへ持ち込むことも出来ます。
- ★石膏ボードや魚網は、販売店や廃棄物処理業者へ処理を依頼してください。

④「燃やさないごみ指定袋」2枚を使って、粗大ごみを出している。

- ★「燃やさないごみ指定袋」1枚に入りきらないものは、1点につき1枚の粗大ごみ処理券(520円)を貼って、「粗大ごみ」の日に出してください。

